

# 給与支払報告書の提出は一月三十一日までに!!

現存しない建物に  
固定資産税が

**提出先**  
受給者の平成三年一月一日現在  
居住する市町村長あてにそれぞれ  
提出してください。

「給与支払報告書」と所得税の  
「源泉徴収票」は複写で書けます  
ので源泉徴収票は本人に交付し、  
総括表(緑色)一組(二枚)と、  
個人明細書(緑色)一人につき二  
枚を提出してください。

給与の収入金額が一五〇〇万円  
を超える方については年末調整は  
不要となっていますが、給与支払  
い報告書の提出は必要ですので、  
必ず作成の上該当市町村に提出し  
てください。

**給与支払報告書(個人別明細書)  
の記入について**  
(1)平成三年一月一日現在の住所を  
よく確かめてから記入してください。  
(2)受給者氏名には必ずフリガナを  
つけてください。  
(3)受給者の生年月日は忘れずに記  
入してください。  
(4)この用紙は無色カーボンなので、  
源泉徴収票の下に下敷を入れて書  
いてください。

「扶養親族の数」の欄には、そ  
の年の十二月三十一日の現況によ  
り扶養親族の数を記入してください。

(3)住宅を新築または、増改築等  
して住宅ローン控除を受けよ  
うとする人。

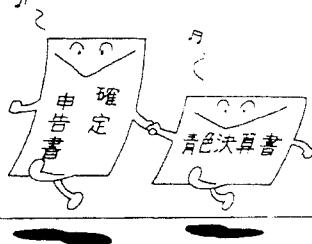
なお、確定申告書または市県民  
税の申告書に領収書、証明書等の  
書類を添付し提出していただきな  
ど詳しく述べてお知らせ

事業主など給与の支払いをする  
方は、もれのないようにすべての  
従業員の都留市分を、市長名、整  
理番号の記入してある総括表をつ  
けて提出してください。  
また、枚数の不足などのお問い合わせ  
は、市県民税課税、諸証明発行の  
唯一の資料となるものです。

▽ 現存していない建物に課税  
されているとき。  
・届出書の用紙は、各コミュニティ  
センターにもあります。  
▽ 建物をこわし、滅失登記が  
済んでいないとき。  
・この「お尋ね」を出しませんと  
直接大月税務署まで行っていただ  
くことになります。

固定資産税は、毎年一月一日現  
在の所有者に課税されていますが  
次のような場合は  
「家屋取りこわし届出書」  
を一月中に税務課まで提出し、正  
しい課税にご協力ください。

▽ 建物をこわし、滅失登記が  
済んでいないとき。  
・届出書の用紙は、各コミュニティ  
センターにもあります。  
▽ 詳しいことは、税務課までお問  
い合わせください。



## 所得税・住民税 の申告準備を!

なお、住民税の申告相談日程な  
ど詳しく述べてお知らせ

## 譲渡所得の 「お尋ね」お早めに!

役所税務課まで提出してください。  
この「お尋ね」を出しませんと  
直接大月税務署まで行っていただ  
くことになります。

## 「償却資産」の申告

平成二年分の所得税の確定申告  
と三年度の住民税の申告は、例年  
のとおり二月十六日から三月十五  
日までにお願いします。

この申告をされる方は、平成二  
年中の収入金額や経費などの決算  
を済ませておいてください。  
白色申告者などまだ帳簿類の  
整理ができるいない方は、早めに  
準備してください。

土地や建物を売った利益「譲渡  
所得」に対して、所得税などがか  
かります。  
昨年中に土地・建物などを売っ  
た場合には、確定申告をしていた  
だきますが、その資料となる「お  
尋ね」を大月税務署の依頼により  
市の税務課で取りまとめます。  
該当者には、日時を指定した通  
知書が大月税務署から送付されま  
すので、関係書類を持参のうえ市  
税務課へ請求してください。

## 所得税・事業税・住民税 共同説明会

日時 2月6日(水)

午後1時~3時

会場 市役所3階 大会議室

